

「いじめに対する教師の意識に関する研究」

－ 質問紙調査から分かる法の理解と対応の現状 －

主幹・指導主事 加藤 幸一
主幹・指導主事 佐野 和規
主幹・指導主事 赤岡 玲子
主査・指導主事 三枝 寛康

キーワード いじめ防止対策推進法 広範な定義 組織的対応

I 主題設定の理由

いじめ防止対策推進法（以下、「法」）が施行され、3年が経過した。本センターの昨年度の面接相談ではいじめが深刻化し、長期化している事例が多く見られた。また、相談件数が最も多い不登校についてもいじめを一要因とする事例がいくつか見られた。本年度もその傾向がうかがわれ、12月までの100件の新規相談のうち、主訴又は一要因となっている事例が43件あった（図1）。その背景

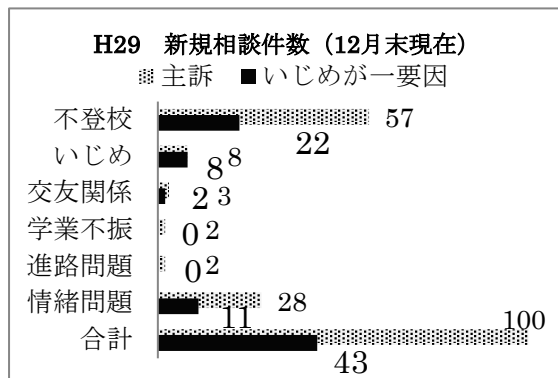


図1 H29 新規相談件数（12月末現在）

には、法のいじめの定義に対する誤解や対応の遅れが感じられた。このことは、国のいじめ防止対策協議会（文科省, 2016）でも取り上げられ、全国的な課題であると言える。このような実状を踏まえ、学校現場の教師のいじめに対する意識や対応についての現状を調査し、早期発見、早期解決に向けた対応策のヒントを提案したいと考え、本研究を行うことにした。

こうした教師のいじめへの意識に関する調査研究は全国的に少なく、法制定以後では、小林(2016)のものがみられる程度である。

II 研究の目的

法では、被害者の立場に立ち、軽微な段階から

組織的に対応することが求められている。しかし、学校現場では未だに被害者の訴えを軽視したり教師が単独で判断したりすることが行われている。そのような状況を改善するために、教師のいじめに対する意識の現状を調査することで、児童生徒に安心して学習できる環境を整え、彼らの学力向上につなげていくことを本研究の目的とする。

III 研究の内容及方法

1 教師への半構造化面接による質的分析

表1 インタビューガイド

いじめ対応の事例について

- 1 具体的にいじめに関する対応や指導をされたことがあるか、それはどのような指導対応か、それはうまくいったか(複数あったら複数尋ねる)
- 2 どんないじめがあったか。
- 3 どのようにして発覚したか。
- 4 事実確認はどのようにして行ったか。
- 5 被害者とその保護者に対する支援はどのように行ったか。
- 6 加害者に対する指導、その保護者に対する助言はどのように行ったか。
- 7 いじめ加害の生徒はどんな背景からいじめををすると思うか。
- 8 いじめへの対処の中で、特に困難を感じたのはどのようなことか。
- 9 いじめへの対処を困難にしている要因はどのようなことがあると考えられるか。
- 10 いじめの相談があった時どのような気持ちになるか。
- 11 いじめの対応で意識したことは
- 12 いじめ被害を受けやすい子の特徴

いじめ防止対策推進法

- 13 いじめの定義
- 14 いじめの早期発見
- 15 いじめ防止策
- 16 いじめの組織的対応

現場の教師に表1のインタビューガイドに沿って半構造化面接を実施し、実際に対応したいじめの事例や法について聞き取りをした。インタビューガイドは、本研究の趣旨を踏まえ先行研究を参考にしながら研究メンバーで話し合い、表1のとおり作成した。聞き取り対象者の選択に当たっては、まずインタビューへの協力可能性と、本研究の目的に沿った豊かな情報を提供してくれることが予測されたとの観点から、まず1名を選択し、その後はなるべく属性や年代の異なる協力者を各研究メンバーが選択して依頼した。協力者は30代～50代の中学校教師2名、高校教師2名である。

調査期間は平成29年6月～7月、面接時間はそれぞれ約60分である。面接場所は、勤務校又は総合教育センターとし、落ち着いて行うことができる時間帯を選択した。倫理的配慮として、調査結果は研究目的以外に使用しないこと、プライバシーの保護には最大限の配慮を行うことを事前に約束した。

面接内容は全て対象者の承諾を得て、ICレコーダーに録音し、面接終了後逐語記録を作成して分析資料とした。そして、それぞれの逐語記録資料をもとに、いじめに対する学校現場の問題として考えられる点をそれぞれが出し合い、検討して以下のようにまとめた。

- 1) いじめ防止対策推進法によるいじめの定義は理解しているが、その定義を意識して認知したり、対応に当たったりしているわけではない。
- 2) 所属校にいじめ対策基本方針が策定されていることは知っているが、内容については十分に理解していない。
- 3) 学年主任や生徒指導主事、教頭、校長などに報告、連絡、相談しているものの組織的な対応がとられているとは言えない。
- 4) デリケートな問題なので、被害児童生徒、加害児童生徒、保護者への対応が難しいと感じている。
- 5) いじめを早期に気付くことができなかったと思われるため、いじめの発覚を恐れている。

2 教師への質問用紙調査による量的分析

質問紙調査の質問は半構造化面接の分析結果及び各研究メンバーの経験をもとに検討し、「定義に関して」「認知・発覚に関して」「基本方針について」「組織的対応について」「対応の難しさについて」の5つのカテゴリーに分類し、以下の47の質

問項目を設定した(表2)。

表2 質問紙調査

いじめの定義に関して

- 1 自分は「いじめ防止対策推進法」に示されたいじめの定義について理解している。
- 2 その児童生徒が「いじめ」と思ったら「いじめ」である。
- 3 どのようなことをいじめと考えるかは教師個人の判断に任されている。
- 4 どこからがいじめでどこからが悪ふざけか区別できない。
- 5 どのようなことをいじめと考えるかは難しい問題である。
- 6 A君が、あいさつしたら、クラスの何人かから無視された。これはいじめである。
- 7 約束をいつもやぶるクラスメートがいたので、B君は避けるようになった。B君はいじめをしていることになる。
- 8 A君は、クラスメートが「あいつ、うざい」と書いているのを見つけ、自分のことだと思った。これはいじめである。
- 9 A君は同じクラスの男子生徒に囲まれて怖かった。これはいじめである。
- 10 A君とB君は相互に嫌がらせをしていた。お互い様なのでいじめではない。
- 11 学校には常になんらかのいじめがあると考えた方がよい。

いじめの認知・発覚に関して

- 12 いじめは学校ばかりでなくどこにでもある。
- 13 自分の勤務校にはいじめ問題はないはずだ。
- 14 自分のクラスや学年、学校にいじめ事件があるということは恥ずかしいことである。
- 15 いじめの認知件数はできるだけ少ない方がいい。
- 16 自分は教員として、いじめの被害を受けそうな生徒や加害をしそうな生徒を把握している。
- 17 いじめ被害をうける子にもなんらかの問題があると思う。
- 18 いじめ加害の児童生徒にも、いじめをせざるを得ないそれなりの理由があると思う。
- 19 いじめ被害を訴える児童生徒の中には、完全な被害妄想の者もいる。

いじめ防止基本方針に関して

- 20 自分の勤務校のいじめ防止基本方針について理解している。
- 21 勤務校のいじめ防止基本方針は、保護者(児童生徒)も見ているはずである。
- 22 現在すべての公立学校には、いじめ防止基本方針が制定されているはずである。
- 23 勤務校のいじめ防止基本方針を読んだことがある。
- 24 今年度、勤務校のいじめ防止基本方針の内容について、学校全体で確認する機会があった。

- 25 山梨県や勤務地の市町村のいじめ防止方針を見たことがある。
- 26 自分は「いじめ防止対策推進法」について理解している。

組織的対応に関して

- 27 勤務校では、いじめの報告窓口の先生がだれかはっきりしている。
- 28 いじめ問題は組織的に対応すべきである。
- 29 いじめはそれが疑わしい段階から対処した方がいい。
- 30 勤務校のいじめ防止委員会(あるいはそれに類する組織)が機能している。
- 31 勤務校では、いじめを含む生徒に関する情報交換が定期的に行われている。
- 32 勤務校は、いじめが起こった時に相談しやすい体制や雰囲気になっている。
- 33 学校やクラスで悪口やあだ名を言われることで苦痛を訴える生徒がいたときに、他の教員に報告または相談する。
- 34 勤務校では、いじめ対応の時、上司や同僚が協力してくれる。
- 35 勤務校では、いじめが発生した場合、全教員が情報を共有し、統一した対応をしている。
- 36 いじめに気付いたら直ちに他の教職員に相談している。

いじめ対応の難しさに関して

- 37 いじめへの対応は他の問題と比べてやっかいだ。
- 38 いじめの対応では、いじめの事実を確認することが大切である。
- 39 悪質ないじめには警察が介入してもやむを得ない。
- 40 いじめの指導では、加害者と被害者を直接話し合わせることも有効な場合がある。
- 41 いじめの訴えがあっても、指導することで被害が大きくなる場合があるので、見守る方がいい。

- 42 いじめ問題がクラスで発生した場合、クラス全体で話し合わせることも有効である。
- 43 教員は、いじめ被害者といじめ加害者の間に立って中立を保つことが大切である。
- 44 勤務校で定期的に行われるいじめアンケートは実態を反映していると思う。
- 45 現在のいじめの定義は、学校現場にかえって混乱をもたらすと思う。
- 46 「いじめ防止対策推進法」が制定された結果、いじめ対応がしやすくなった。
- 47 現在のいじめの定義によって、いじめ被害者を守りやすくなった。

3 調査方法

(1) 調査対象者

調査はセンター夏期研修会の教育相談関係の研修会の受講者を対象に実施し、実施対象者は延べ657名(県内公立学校教員の約1割)であった。内訳は表3のとおりである。

(2) 質問紙調査の作成と結果の集計

質問紙調査の作成と結果の集計作業は「アンケート作成・集計システムSQS」(山口県教育委員会「やまぐち総合教育支援サイト」ダウンロードプログラム)を用いて行った。

IV 研究の結果と考察

結果と考察については、質問項目毎の単純集計結果をもとにカテゴリーごとにまとめた。

1 いじめの定義に関して

まず、いじめの定義に関わる質問への回答結果について検討する。

「1 法に示された定義を理解している」と回答

表3 実施対象者

校 種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他	無回答		合計
	274	159	111	105	5	3		657
職 種	教諭	養護教諭	その他	無回答				合計
	579	36	39	3				657
年 代	20代	30代	40代	50代	60代以上	無回答		合計
	212	205	126	106	4	4		657
性 別	男性	女性	無回答					
	266	364	27					657
分掌 (複数回答可)	担任 (通常学級)	担任 (支援学級)	学年主任・ 副主任	特別支援コー ディネーター	生徒指導 主事	保健 主事	その他	合計
	376	44	91	29	66	23	132	761
教職 経験年数	5年以内	6年～ 10年以内	11年～ 20年以内	21年以上	無回答			合計
	214	119	157	156	11			657

表4 質問紙調査回答結果1

質問項目		回答				
		1 全く当 てはま らない	2 当ては まらない	3 どちら でもな い	4 当ては まる	5 とても 当ては まる
定義 に関 して	1 自分は「いじめ防止対策推進法」に示されたいじめの定義について理解している。	7名	55名	84名	452名	52名
		9.5%		77.5%		
	2 その児童生徒が「いじめ」と思ったら「いじめ」である。	0名	10名	29名	329名	287名
		1.5%		94.0%		
	3 どのようなことをいじめと考えるかは教師個人の判断に任されている。	253名	325名	47名	26名	2名
		88.5%		4.3%		
	4 どこからがいじめでどこからが悪ふざけか区別できない。	47名	307名	139名	146名	14名
		54.2%		24.5%		
	5 どのようなことをいじめと考えるかは難しい問題である。	31名	192名	105名	260名	61名
		34.4%		49.5%		
	6 A君が、あいさつしたら、クラスの何人かから無視された。これはいじめである。	4名	41名	192名	263名	150名
		6.9%		63.5%		
	7 約束をいつもやぶるクラスメートがいたので、B君は避けるようになった。B君はいじめをしていることになる。	24名	254名	285名	73名	19名
		42.4%		14.0%		
	8 A君は、クラスメートが「あいつ、うざい」と書いているのをみつけ、自分のことだと思った。これはいじめである。	21名	169名	277名	151名	36名
		29.1%		28.6%		
	9 A君は同じクラスの男子生徒に囲まれて怖かった。これはいじめである。	7名	78名	198名	280名	89名
		13.0%		56.6%		
	10 A君とB君は相互に嫌がらせをしていた。お互い様なのでいじめではない。	60名	258名	213名	114名	8名
		48.7%		18.7%		

した教師は504名（77.5%）であり、「2 その児童生徒がいじめと思ったら、いじめである」と回答した教師は616名（94.0%）、「3 どのようなことをいじめと考えるかは教師の判断に任されている」に否定的な回答をした教師も578名（88.5%）と多かった。この数値が示すものは、定義に関してはほぼ周知されているということであるが、一方で、周知が徹底できていないとの見方もできる。

また、「4 悪ふざけと区別できる」との回答は354名（54.2%）、「5 どのようなことをいじめと考えるかは難しい問題である」において否定的な回答は223名（34.4%）にとどまり、定義は知っているものの、その理解が十分ではないことが伺える。

具体的ないじめの例に関する質問項目では、「9 クラスの男子生徒に囲まれる」という行為に「怖かった」という苦痛を感じているにも関わらず、いじめと捉えない教師が85名（13.0%）いた。また、いじめと疑われるような行為である「6 クラスの何人かから無視された」や「8 クラスメートが『あ

いつ、うざい』と書いている」についても、いじめと捉えていない教師が、それぞれ45名（6.9%）、190名（29.1%）いた。「7 約束をいつもやぶるクラスメートがいたので、B君は避けるようになった。」と「10 A君とB君は相互に嫌がらせをしていた」においては、双方向のいじめと捉えることができるが、それぞれ278名（42.4%）と318名（48.7%）と半数近くの教師がいじめと考えていない。

これらのことから、教師の多くはいじめの定義を言葉としては承知しているものの、実際の指導の場面ではいじめの行為を自覚できず、見過ごしたり、見落としたりする可能性が大きいと言える。

2 いじめの認知発覚に関して

次に、いじめの認知発覚に関わる質問への回答結果について検討する。

表5 質問紙調査回答結果2

質問項目		回答				
		1 全く当 てはま らない	2 当ては まらない	3 どちら でもな い	4 当ては まる	5 とても 当ては まる
認知 発覚 に関し て	11 学校には常になんらかのいじめがあると考えた方がよい。	1名	24名	74名	344名	211名
		3.8%			84.9%	
	12 いじめは学校ばかりでなくどこにでもある。	2名	3名	4名	288名	356名
		0.8%			98.6%	
	13 自分の勤務校にはいじめ問題はないはずだ。	221名	295名	97名	36名	2名
		79.3%			5.8%	
	14 自分のクラスや学年、学校にいじめ事件があるということは恥ずかしいことである。	181名	322名	103名	44名	4名
		76.9%			7.3%	
	15 いじめの認知件数はできるだけ少ない方がいい。	154名	257名	152名	76名	15名
		62.8%			13.9%	
	16 自分は教員として、いじめの被害を受けそうな生徒や加害をしそうな生徒を把握している。	3名	59名	207名	362名	22名
		9.5%			58.8%	
	17 いじめ被害をうける子にもなんらかの問題があると思う。	59名	153名	263名	169名	10名
		32.4%			27.4%	
	18 いじめ加害の児童生徒にも、いじめをせざるを得ないそれなりの理由があると思う。	82名	203名	182名	170名	16名
		43.6%			28.5%	
	19 いじめ被害を訴える児童生徒の中には、完全な被害妄想の者もいる。	17名	136名	265名	218名	18名
		23.4%			36.1%	

555名（84.9%）の教師が「11 学校には常に何らかのいじめがあると考えた方がよい。」、644名（98.6%）の教師が「12 いじめはどこにでもある。」と回答し、いじめの存在を認めていることが分かる。しかし一方では「13 自分の勤務校にはい

じめ問題はないはずだ。」と回答した教師が38名（5.8%）、「14 自分のクラスや学年、学校にいじめ事件があるということは恥ずかしいことである。」は48名（7.3%）、「15 いじめの認知件数はできるだけ少ない方がいい。」は91名（13.9%）に上る。これは、自分のこととなると「いじめを認めたくない」「恥ずかしいこと」と捉える教師が少なからず存在するということである。このような教師の意識は、いじめを見逃したり、発見を遅らせたりすることに繋がる。また、自分一人で解決を図ろうとし、組織的対応ができないということになる。そういったことが、いじめの重大事態を招いてしまうのである。

センターに寄せられた相談の中にも、いじめ被害を担任に訴えた時、「気のせいだ。」とか「その程度ではいじめとは言えない。」などと、担任の独断によって指導は行われず、結果としていじめ被害がさらに悪化し、被害者が不登校状態に陥ってしまったというケースも少なくなかった。いじめ被害の訴えがあった場合、それがどんなに軽微に見えても、いじめとして捉え、速やかに報告し、組織的対応を行うことが重要である。

また、「17 いじめ被害を受ける子にも何らかの問題があると思う。」と回答した教師が179名（27.4%）、「18 加害の児童生徒にもそれなりの理由があると思う。」と回答した教師が186名（28.5%）おり、「19 いじめ被害を訴える児童生徒の中には、完全な被害妄想の者もいる。」と考える教師は236名（36.1%）である。これは、「被害者側にも何らかの問題があり、加害者側にもそれなりの理由があるのだから。」という教師の中立的な「お互い様」という発想を生む。法では、被害者の視点からいじめを捉えるように定義されているが、教師が中立的な態度をとってしまえば法に沿った正しい指導はできない。どのような理由があってもいじめは絶対に許されない、という姿勢で指導に当たることが重要である。

センターの事例でも、中立的な、あるいは被害者側にも問題があるという学校の対応によって事態が悪化したと思われるケースが見られた。いじめへの対応に当たっては、教師という立場は常に中立でなければならないという発想を捨て、役割を分担し、組織的な対応を徹底させることが求められる。そうすることによって、被害者側に寄り添った対応が可能となるのである。

3 いじめ防止基本方針について

次に、いじめ防止基本方針に関わる質問への回答結果について検討する。

表6 質問紙調査回答結果3

質問項目		1 全く当 てはま らない	2 当ては まらな い	3 どちら でもな い	4 当ては まる	5 とても 当ては まる
基本 方針 につ いて	20 自分の勤務校のいじめ防止基本方針について理解している。	6名	64名	125名	412名	47名
		10.7%			70.2%	
	21 勤務校のいじめ防止基本方針は、保護者（児童生徒）も見ているはずである。	27名	185名	232名	192名	16名
		32.5%			31.9%	
	22 現在すべての公立学校には、いじめ防止基本方針が制定されているはずである。	2名	17名	107名	402名	124名
		2.9%			80.7%	
	23 勤務校のいじめ防止基本方針を読んだことがある。	18名	90名	74名	333名	139名
		16.5%			72.2%	
	24 今年度、勤務校のいじめ防止基本方針の内容について、学校全体で確認する機会があった。	22名	112名	100名	285名	135名
		20.5%			64.2%	
	25 山梨県や勤務地の市町村のいじめ防止方針を見たことがある。	50名	184名	101名	265名	51名
		35.9%			48.5%	
	26 自分は「いじめ防止対策推進法」について理解している。	20名	129名	201名	273名	25名
		23.0%			46.0%	

法に則り、全ての自治体、各学校が「いじめ防止基本方針」を定め、いじめ対応について教師個々が抱え込まず、「組織として」対応することが重要視されている。

そのいじめ防止基本方針についての質問について「20 自分の勤務校のいじめ防止基本方針について理解している」と回答した教師が459名（70.2%）いる一方で、195名（29.8%）の教師については理解が十分ではない。また、「24 今年度、勤務校のいじめ防止基本方針の内容について、学校全体で確認する機会があった」と回答した教師が420名（64.2%）と答えた一方で、234名（35.8%）の教師が肯定していない。さらに「21 勤務校のいじめ防止基本方針は、保護者（児童生徒）も見ているはずである。」と回答した教師が208名（31.9%）にとどまっている。

基本方針の周知については文科省のガイドラインからも学校のホームページなどを通じて保護者・地域へ発信するよう呼びかけている。しかし、本質問から肝心な学校現場の教師全員に周知がなされていない現状が伺える。いじめの捉え方、情報共有、対応、未然防止について、学校組織として共通認識を持つためにも、教師個々の完全な理

解が求められ、誰に聞いても理解されている環境を構築することが児童生徒、保護者の安心に繋がると考える。

4 組織的対応について

次に、組織的対応に関わる質問への回答結果について検討する。

表7 質問紙調査回答結果4

質問項目		回答				
		1 全く当 てはま らない	2 当ては まらな い	3 どちら でもな い	4 当ては まる	5 とても 当ては まる
組織的 対応 につ いて	27 勤務校では、いじめの報告窓口の先生がだれかはっきりしている。	12名	80名	80名	305名	171名
		14.2%			73.5%	
	28 いじめ問題は組織的に対応すべきである。	0名	1名	2名	193名	455名
		0.2%			99.5%	
	29 いじめはそれが疑わしい段階から対処した方がいい。	1名	4名	12名	251名	382名
		0.8%			97.4%	
	30 勤務校のいじめ防止委員会（あるいはそれに類する組織）が機能している。	14名	68名	178名	297名	94名
		12.6%			60.1%	
	31 勤務校では、いじめを含む生徒に関する情報交換が定期的に行われている。	5名	36名	50名	318名	243名
		6.3%			86.0%	
	32 勤務校は、いじめが起こった時に相談しやすい体制や雰囲気になっている。	2名	29名	70名	354名	195名
		4.8%			84.5%	
	33 学校やクラスで悪口やあだ名を言われることで苦痛を訴える生徒がいたときに、他の教員に報告または相談する。	1名	5名	26名	320名	299名
		0.9%			95.1%	
	34 勤務校では、いじめ対応の時、上司や同僚が協力してくれる。	1名	6名	22名	285名	337名
		1.1%			95.5%	
	35 勤務校では、いじめが発生した場合、全教員が情報を共有し、統一した対応をしている。	5名	37名	111名	309名	190名
		6.4%			76.5%	
	36 いじめに気づいたら直ちに他の教職員に相談している。	0名	4名	47名	296名	305名
		0.6%			92.2%	

組織的対応に関する質問については、648名（99.5%）が「28 いじめは組織的に対応すべき」、549名（84.5%）が「32 いじめが起きたときに相談しやすい体制や雰囲気になっている」、561名（86.0%）が「31 情報交換が定期的に行われている」と回答しており、教師集団として子供に関する情報を共有し、早期発見、対応を行おうという意識が高く、山梨県のいじめ認知率（H28年度全国9位）、解消率の高さに繋がっていると考えられ

る。一方で、いじめ防止基本方針に定められている「いじめ防止対策委員会」についての質問では「30 防止委員会の機能が十分に果たせていない」と260名（40%）が回答している。教職員が複数で相談しながら対応に当たってはいるものの、組織として実効的な対応になりえていない状況が考えられる。校内のいじめ防止対策委員会がいじめ対応の中核をなし、機能する組織の在り方を例示していく必要があると考える。

5 いじめ対応の難しさについて

最後に、いじめ対応の難しさに関わる質問への回答結果について検討する。

表8 質問紙調査回答結果5

質問項目		回答				
		1 全く当 てはま らない	2 当ては まらな い	3 どちら でもな い	4 当ては まる	5 とても 当ては まる
対応の 難しさ	37 いじめへの対応は他の問題と比べてやっかいだ。	11名	55名	167名	296名	121名
		10.2%			64.2%	
	38 いじめの対応では、いじめの事実を確認することが大切である。	3名	17名	49名	318名	265名
		3.1%			89.4%	
	39 悪質ないじめには警察が介入してもやむを得ない。	4名	12名	107名	305名	224名
		2.5%			81.1%	
	40 いじめの指導では、加害者と被害者を直接話し合わせることも有効な場合がある。	17名	109名	255名	220名	49名
		19.4%			41.4%	
	41 いじめの訴えがあっても、指導することで被害が大きくなる場合があるので、見守る方がいい。	205名	320名	100名	19名	6名
		80.8%			3.8%	
	42 いじめ問題がクラスで発生した場合、クラス全体で話し合わせることも有効である。	7名	59名	238名	288名	60名
		10.1%			53.4%	
	43 教員は、いじめ被害者といじめ加害者の間に立って中立を保つことが大切である。	27名	124名	196名	231名	74名
		23.2%			46.8%	
	44 勤務校で定期的に行われるいじめアンケートは実態を反映していると思う。	5名	68名	153名	361名	64名
		11.2%			65.3%	
	45 現在のいじめの定義は、学校現場にかえって混乱をもたらすと思う。	55名	274名	260名	52名	9名
		50.6%			9.4%	
	46 「いじめ防止対策推進法」が制定された結果、いじめ対応がしやすくなった。	12名	66名	422名	141名	11名
		12.0%			23.3%	
	47 現在のいじめの定義によって、いじめ被害者を守りやすくなった。	10名	43名	314名	261名	24名
		8.1%			43.7%	

「38 いじめの対応では、いじめの事実を確認することが大切である。」と回答している教師が583名（89.4%）いる。いじめの事実を確認しなければ対応ができないので、ほとんどの教師が肯定

して回答しているのも当然である。ただ、定義では、被害者が苦痛を感じたらいじめの事実が存在したことになる。被害者の思い込みや勘違いが予想される場合でも、本人の苦痛を受けたとする心的事実に取り添って対応し、安心させる対応が初動段階では必要ではないか。本格的ないじめの有無や事実関係の確認は、被害者側に丁寧に対応した後、役割分担の中で組織的になされるべきである。いじめ被害相談を直接受けた教師が、事実の確認を優先する気持ちが強いと、本人の訴えを否定したり、寄り添う対応ができなくなったりしてしまう怖れがあるので、注意が必要である。

そして、仮にいじめの事実が認められなかったとしても、被害者がそのように感じたことは事実なのであり、その原因を解消していくことが必要ではないか。

「40 いじめの指導では、加害者と被害者を直接話し合わせることも有効な場合がある。」と回答している教師が269名(41.4%)、否定的な回答をしている教師が126名(19.4%)であり、肯定する教師の方が多い。

また、「42 いじめ問題がクラスで発生した場合、クラス全体で話し合わせることも有効である。」という項目に肯定の教師が348名(53.4%)、否定する教師が66名(10.1%)であり肯定する教師が多い。多くの教師が、いじめの事後対応の指導として、話し合いも有効であると考えていることになる。

しかし、いじめ被害者にとってそのような話し合いの場は本当に必要だろうか。その話し合いの場では、加害者に人格否定されたり、被害者のいじめられる理由(いじめへのヴァルネラビリティ)を指摘されたりして、いじめ被害者が傷ついていく可能性がある。さらには、このような話し合いによって、被害者だけでなくいじめ加害者が傷つき、双方が不登校になってしまったという事例もインタビューの中で存在した。

クラス全体の話し合いが有効なのは、いじめの予防として、あるいは、いじめ事件の解決したあとの再発防止等の段階であり、個別のいじめ事件の発生直後の対応としては適切ではないのではないか。予防的・再発防止的対応と個別のいじめ事件対応とは区別して考えなければならないと思わ

れる。少なくとも、話し合いは最優先の対応ではなく、その判断も教師個人ではなく最低でも被害者本人・保護者の了解、そしていじめ防止対策委員会や管理職の許可が必要であろう。

「43 教員は、いじめ被害者といじめ加害者の間に立って中立を保つことが大切である。」についても、この対応を肯定する教師が有意に多い(肯定305名(46.8%)：否定151名(23.2%))。しかし、文科省は、いじめの定義や調査を説明する文書の中で、いじめ被害側に立つことを求めている(文科省「いじめの定義の変遷」参照)。少なくとも最初にいじめの相談を受けた教師は、中立ではなく、被害者に寄り添う姿勢を示すことが、いじめの事実の有無に関わらず必要である。

ただし、いじめに対してチームや組織で対応する中で、被害者に寄り添う教師、中立的にいじめの状況を確認する教師、いじめ加害者を指導する教師というように役割分担をすることが有効で、その場合、役割分担の一つとして中立的立場に立つ教師が必要であるかもしれない。しかし、いじめ事件に関わる教師全員が中立である必要はなく、そのような態度は被害者を傷つける恐れがあり、保護者とトラブルになる可能性がある。

V 研究のまとめと今後の課題

いじめに関する法や定義、基本方針などについては、多くの教師に周知がなされている状況が、本調査から見受けられる。しかし、一方で、いじめへの理解が不十分である教師が一定度存在することも確認できた。そうした一部の教師の誤った判断や対応が深刻ないじめ問題に繋がっていく可能性があり、全ての教師に対して、法・定義、地域や勤務校の基本方針等について周知徹底されていくことが必要であろう。

ただし、実際の学校現場の具体的場面においては、まだまだ多くの教師が適切な判断ができているとは言いがたい。いじめの認知への誤解や被害者のヴァルネラビリティに対する無理解、中立や話し合いにこだわる教師の意識にそれらが伺える。

教師の態度として、一般的には、公平さや中立性、客観性が求められる。しかし、いじめ問題に関しては、この中立や客観性が必ずしも適切では

1 攻撃誘発性 いじめ被害者のいじめの受けやすさを示す言葉。被害者がそれを持っているのは当然であり、いじめ指導に躊躇してはならないというような文脈で使われる。

ない。なぜなら、いじめというものが本来、個人の主観や心理、内面が深く関わるものだからである。

同じ行為でも、ある者は何も感じず、別の者は不快に感じ、さらに別の者は「いじめをされた」と感じるということがいじめ現象の根本につきまとう問題である。被害者のいじめをされたという主観的事実に対して、教師が客観的中立的であろうとすればするほど、その主観に寄り添えなくなり、いじめ被害者との間にズレが生じてくる可能性がある。

そのようなズレを無くそうとしているのが、文科省が見直したり法が定義したりするいじめの広範な定義であり、組織的な対応ではないか。広範な定義でいじめの可能性を幅広く捉え、組織的な役割分担の中で、様々な立場から柔軟にきめ細かく対応することで、いじめ当事者（被害者・加害者・傍観者）たちとのズレを解消していこうとするのが法の趣旨ではないか。このように文科省の施策や法の内容は、いじめに本来的に伴う主観的内面的な問題への丁寧な対応を求めているものであると考えるが、こうした施策や法の趣旨は教師たちに十分理解されているとはいえない。

本研究は、小中高、支援の各校種を網羅した約650名にも及ぶ教師からのデータに基づくものであり、このような大規模な教師のいじめに関する意識調査は全国的にもあまりみられない。今回の報告は、そのデータの結果と概要を説明するものである。

今後は、このデータを基に統計的な分析を行い、どのような教師が、いじめに関してどのような認識を持っているか検討し、いじめ対応の具体的なあり方や予防的・再発防止的対応について提起していきたい。

【参考・引用文献】

・文部科学省いじめ防止対策協議会(2016)いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ

・小林麻衣子(2016)「いじめに関する教員対象アンケート」結果に見る、教育現場でのいじめ対応
季刊教育法, 191

・山口県教育委員会(2017)アンケート作成・集計システム S Q S <<http://shien.ysn21.jp/contents/teacher/koumu/sqs.html>>

・文部科学省(2015)いじめの定義の変遷

【山梨大学連携教育研究会アドバイザー】
山梨大学 准教授 田中 健史朗

【総合教育センター 研究アドバイザー】
研修指導部 部長 浅川 栄司